

○財務省告示第百五十六号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十六年四月二十四日に発行した利付国債の
発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十六年五月九日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記 号	二 発行の根拠 の法律及びそ の条項	三 振替法の適 用等	四 発行方法	五 募入決定の 方法
利付国庫債券（十年）（第三百一 回、第三百十三回、第三百十四 回及び第三百二十六回）及び利 付国庫債券（二十年）（第四十七 回、第六十二回、第六十三回、 第六十五回、第六十六回、第六 十七回、第六十八回、第六十九 回、第七十回、第七十一回、第 七十二回、第七十三回、第七十 四回、第七十五回、第七十六回 、第七十七回、第七十八回、第 七十九回、第八十回、第八十一 回、第八十二回、第八十三回、 第八十四回、第八十五回、第八 十六回、第八十七回、第八十八 回、第八十九回、第九十回、第 九十一回、第九十二回、第九十 三回、第九十四回、第九十五回 、第九十六回、第九十七回、第 九十八回、第九十九回、第一百 回）	特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十六 条第一項	社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定 の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定す る利回りに応募した者が加算す る数値をいう。次号において同 じ。）を競争に付して行われる入 札による発行 各申込みのうち利回り格差の小 さいものからその応募額を順次		

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額
（利付） （第十） （第三） （百） （一） （回） （庫） （債） （券）	一・五%	日年平 日六成 三月三 月二十一	二千三百六十 億円
（利付） （第十） （三） （百） （十） （回） （庫） （債） （券）	一・三%	日年平 日三成 三月二十三	三百九十 億円
（利付） （第十） （三） （百） （十） （回） （庫） （債） （券）	一・一%	日年平 日三成 三月二十三	七十八億 円
（利付） （第十） （三） （百） （十） （回） （庫） （債） （券）	〇・七%	十年平 日十成 二月十二	三十五億 円
（利付） （第十） （四） （十） （七） （回） （庫） （債） （券）	二・二%	一年平 日九成 三月二十二	八億 円
（利付） （第十） （六） （十） （二） （回） （庫） （債） （券）	〇・八%	日年平 日六成 三月二十五	八十五億 円
（利付） （第十） （六） （十） （三） （回） （庫） （債） （券）	一・八%	日年平 日六成 三月二十五	四億 円
（利付） （第十） （六） （十） （五） （回） （庫） （債） （券）	一・九%	十年平 日十成 三月二十五	八十五億 円

（別表）

十八 元利金支 当該単利回り）とする。
 十九 払場所 日本銀行
 十九 入札参加 財務大臣から通知を受けた者
 二十 払込期日 平成二十六年四月二十四日

（（利 第二付 百十国 十年庫 回）債 券）	（（利 第二付 百十国 九年庫 回）債 券）	（（利 第二付 百十国 回年庫 ）債 券）	（（利 第二付 九十国 十年庫 九）債 回券）	（（利 第二付 八十国 十年庫 三）債 回券）	（（利 第二付 七十国 十年庫 七）債 回券）	（（利 第二付 七十国 十年庫 六）債 回券）	（（利 第二付 七十国 十年庫 五）債 回券）	（（利 第二付 七十国 十年庫 三）債 回券）	（（利 第二付 七十国 十年庫 二）債 回券）	（（利 第二付 六十国 十年庫 九）債 回券）
二 ・ 一 %	一 ・ 九 %	二 ・ 二 %	二 ・ 一 %	二 ・ 一 %	二 ・ 〇 %	一 ・ 九 %	二 ・ 一 %	二 ・ 〇 %	二 ・ 一 %	二 ・ 一 %
日年平 三成 月四 二十一	日年平 三成 月四 二十一	三平 月成 二四 十年 日年	十年平 日十成 二三月 二十九	十年平 日十成 二三月 二十七	日年平 三成 月三 二十七	日年平 三成 月三 二十七	日年平 三成 月三 二十七	十年平 日十成 二三月 二十六	日年平 九成 月三 二十六	日年平 三成 月三 二十六
六百六 億円	五十億 円	八億 円	一億 円	五十億 円	九億 円	億四 円百 二十九	億二 円百 二十九	円百 六十七 億	億三 円百 七十六	十一億 円